

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	令和5年7月8日 13時15分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市夷隅川河口付近 太東埼灯台から真方位198° 1,410m付近 （概位 北緯35° 17.8′ 東経140° 24.4′）
事故の概要	水上オートバイアルカディアは、遊走中、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	令和5年7月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ アルカディア、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-31257千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	左舷船首部に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約1m/s、視界 良好 水象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、遊走の目的で、夷隅川の上流にあるいすみ市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）から出発し、夷隅川河口に向かった。</p> <p>本船は、夷隅川河口付近を東進中、船長が川の中央付近に多数の遊泳者や水上オートバイなどを認めたので、左岸に接近して航行していたところ、南東方からの波を右舷側に受け、左岸側に圧流されて操縦不能となり、左舷船首部が左岸の消波ブロックに衝突した。</p> <p>船長は、衝突の衝撃で川に投げ出されたが、付近にいた水上オートバイに救助され、同水上オートバイにえい航された本船と共に本件マリーナまで移送された後、友人が要請した救急車で病院に搬送され、右手親指に切創を負ったと診断された。</p> <p>夷隅川は、東方に流れて太平洋に至り、同川河口付近は、川幅約200mで、両岸には消波ブロックが設置されている。</p>
分析	本船は、遊走中、船長が川の中央付近に多数の遊泳者や水上オートバイなどを認め、左岸に接近して航行したことから、南東方からの波を右舷側に受け、左岸側に圧流されて操縦不能となり、左舷船首部が左岸の消波ブロックに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、遊走中、船長が川の中央付近に多数の遊泳者や水上オートバイなどを認め、左岸に接近して航行したため、南東方からの波を右舷側に受け、左岸側に圧流されて操縦不能となり、左舷船

	首部が左岸の消波ブロックに衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水上オートバイの船長は、遊走する場合、周囲の状況に注意するとともに船位を把握し、消波ブロック等の障害物に接近しすぎないこと。